



平成30年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社ドミー  
代表者名 代表取締役社長 梶川勇次  
(コード番号9924 名証第2部)  
問合せ先 取締役総務部長 杉浦直也  
TEL (0564) 25-1121

## 平成30年5月期第2四半期報告書の期限までの提出遅延及び 当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、本日付で、提出期限の延長承認を受けていた平成30年2月14日までに平成30年5月期第2四半期報告書を提出できない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、平成30年1月12日付「平成30年5月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」等で公表いたしましたとおり、店舗に係る固定資産の減損処理方法に関し、仕入先からのリベート・協賛金の会計処理について、一部の店舗へ不適切に傾斜配賦処理が行われていることが判明し、第三者委員会を設置し、平成30年1月12日より事実関係の確認及び全容解明に向けて調査を行っておりました。

その後、当社は、平成30年2月1日付「第三者委員会からの調査報告書（中間）の全文開示に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、第三者委員会から平成30年1月31日付で調査報告書（中間）を受領いたしました。その時点の第三者委員会の調査では全容の解明に至りませんでした。その後、平成30年2月8日付「第三者委員会委員の追加選任に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、第三者委員会の委員を追加選任して体制を強化した上で調査を継続しております。しかしながら、調査報告書（中間）で指摘等を受けた以降に、減損懸念のある店舗の店舗損益を操作するための不正又はその疑いのある事項等が新たに判明して調査範囲が拡大し、また、そのため、不正調査の専門家である補助者の選定が遅れたこと等により、本日現在において調査が完了しておらず、延長承認を受けた提出期限である平成30年2月14日までに平成30年5月期第2四半期報告書を提出することはできない見込みとなりました。

#### 2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は平成30年5月期第2四半期報告書について、承認を受けた提出期限（平成30年2月14日）までに提出できない見込みとなりました。名古屋証券取引所が定める株券上場廃止基準の取扱い5(1)m(a)の規定により、金融商品取引法に定める提出期限（平成30年2月14日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨の開示を当社が行ったことにより、名古屋証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成30年2月13日付で当社株式は監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、同株券上場廃止基準の取扱いにより、四半期レビュー報告書を添付した平成30年5月期第2四半期報告書を法定期限の経過後8営業日以内（平成30年2月26日）に提出できなかった場合、当社株式は監理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

### 3. 今後の見通し

当社は、平成30年2月26日までに平成30年5月期第2四半期報告書を提出すべく、第三者委員会の調査体制の強化を図ったうえで、追加調査を行っておりますが、現時点において、平成30年5月期第2四半期報告書の提出時期は未定です。具体的な目途がつき次第、速やかに公表いたします。

また、平成30年2月1日付「第三者委員会からの調査報告書（中間）の全文開示に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、過年度決算の訂正により減損処理が必要となる店舗が見込まれ、過年度及び当期の当社グループの業績及び財務状態に相当な影響を与える可能性がございます。そのため、当社は、影響額が判明次第、速やかに現在公表しております業績予想及び配当予想について、見直しをする予定です。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上